



人類に
奉仕する
ローター



守口ロータークラブ 週報 No. 36



母子の健康月間

2016~17・RIテーマ

本日のピアノ演奏

1. Two Love 2. メモリー 3. パリの四月

本日例会 2017年04月19日(水)
(第2713回)

「新・旧ガバナー補佐挨拶」
富永良太 ガバナー補佐
宮田 明 ガバナー補佐エレクト
担当：職業奉仕委員会

次回例会 2017年04月26日(水)
(第2714回)

「フィリピン事業報告」
水谷 治人 会員
担当：出席・プログラム委員会

出席報告

例会日	出席	欠席	出席率
04月12日	31 (内免除者2名)	10	75.61%【会員43名】
03月25日	17 (内免除者0名)		メークアップ3名 (39.53%)



前回例会 (2712回) 4/12 の主な内容

◎ゲスト紹介

本日の卓話講師

上杉 すみ様
(守口第2地域包括支援センター
主任ケアマネージャー)



◎新会員ご入会

(三浦会長より入会の証贈呈)

山本 雅章 (やまもと まさあき) 様
事業所 (SMBC日興証券守口支店支店長)

◎幹事報告 (幹事 石谷 隆子)

1、新・旧合同クラブ協議会ご案内

日時：4月19日 (水) 13:40~

場所：3F「飛鳥の間」

当日は富永ガバナー補佐、宮田ガバナー補佐エレクトが出席されます。

2、2017~18年度のための地区研修・協議会ご案内

日時：4月15日 (土) 13:00~17:00

場所：大阪国際会議場



■ 会 長：三 浦 均
■ 幹 事：石 谷 隆 子
■ 広報雑誌・会報委員長：他 谷 勝
URL：http://www.moriguchi-rc.jp/

■ 例 会 場：ホテル・アゴーラ大阪守口 守口市河原町10-5
TEL (06) 6994-1111 (代表) 〒570-0038
■ 事 務 所：守口市河原町10-5 ホテル・アゴーラ大阪守口5F 〒570-0038
TEL (06) 6994-0010 FAX (06) 6994-0009
■ メールアドレス：info@moriguchi-rc.jp
■ 例 会 日：毎週水曜日 12時30分~13時30分

◎会長の時間

卓 話

(会長 三浦 均)

守口第2地域包括支援センター
主任ケアマネージャー 上杉 すみ様



(～本文は、次ページに掲載～)

(～本文は、次ページに掲載～)



ニコニコBOX S・A・A

石井 会員 一寸めでたい事がありました。
出田 会員 いつもたくさんの写真ありがとうございます。

04/12ニコニコBOX 988,000円

◇◇◇委員会報告◇◇◇

青少年奉仕委員会 (井上委員長)

○地区ローターアクト年次大会ご案内

日時：5月21日(日) 12:30～20:00

場所：大阪国際会議場

(是非ご出席をお願いいたします。)

◇◇◇第1回新クラブ協議会だより◇◇◇

日時：4月12日(水) 13:40～

場所：3F「飛鳥の間」出席：23名

議題：各委員会・委員長自己紹介

・2017～18年度年間予定表

・会長の方針

・必携について

◎会長の時間

会長 三浦 均

卓 話

「市民後見人」

2025年、認知症の人口は全国で最大約730万人に達すると見込まれているそうです。2025年の65歳以上の高齢者数は約3650万人と予想されているとのことで、高齢者の5人に1人は認知症という現実が約8年後に迫っています。

現在ここにお集まりのロータリアン各位は皆さん矍鑠として精力旺盛で、認知症には縁遠い方ばかりです。私も含め、ゆめゆめ認知症になろうとは思いたくもないものです。しかし、8年後とは言いませんが、将来認知症にならずに生涯を全うできるとは限りません。

国は将来の認知症社会を見越して、2000年に成年後見人制度を整えました。この制度は、認知症や精神的、知的障害など判断能力が十分でない人のために、本人に代わって財産管理や契約などの手続きをサポートする制度です。成年後見人には親族の他に弁護士や司法書士など第三者が選任されることも有ります。

2000年当初は後見人の9割が親族でしたが、2015年には親族の割合が3割で、第三者が7割と、専門家への外注が進んでいます。

ただ、それにはいろいろと問題もあります。まず、専門家に依頼しますと、最低でも毎月2～3万円の報酬を支払わなければなりません。身寄りがなく、収入も低い、資産もない認知症高齢者には利用が難しいです。

また、成年後見制度を悪用した弁護士の着服事件が起っています。2010年から2014年の5年間に少なくとも62件、被害総額は約11億2000万円に上るそうです。

そんな事態を打開すべく、今注目されているのが「市民後見人」です。市民後見人とは「第三の後見人」と呼ばれており、親族以外の市民による後見人です。

厚生労働省が自治体に委託して一般市民を対象に約半年間の研修を行い、修了者は推薦によって家庭裁判所の名簿に記載された上、市民後見人バンクに登録されます。基本的にボランティアですので、多額の費用はかかりません。

ただ、ボランティアで仕事をする人は少なく、まだ全体の0.5%にとどまっています。普及には自治体のサポートが必要でしょう。

現在、東京都品川区が全国に先駆けて制度の普及や市民後見人の育成に取り組んでいるそうです。品川区の取り組みが全国に波及していくことが望めます。人間誰しも年を取り、サポートが必要となります。安心して年取れる環境を整備の一つとしてこの制度に注目したいと思います。

「介護予防について」
2017介護保険法改正

①介護予防訪問介護は訪問介護相当サービス、介護予防通所介護は通所介護相当サービスと名称が変わります。

②新サービスとして訪問型サービスA（緩和型）、通所型サービスA（緩和型）、通所型サービスC（短期集中型）がはじまります。

※現在、要支援1～2で介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している方は、認定の有効期間内は、引き続き同じサービスを利用できます。

※「介護給付（要介護1～5）」と「介護予防給付（要支援1～2）」のうち訪問看護、福祉用具等の利用に変更はありません。

○みんなで介護予防に取り組みましょう

介護予防とは「できる限り介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になっても、それ以上悪化させないようにする」ことです。いつまでも自分らしく自立して生活するために、健康なうちから介護予防に取り組むことが大切です。

介護予防のためには、くすのき広域連合が行う「介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）」を利用しましょう。

利用できるサービス

要支援1・2の方

くすのき広域連合介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）

○訪問型サービス

訪問介護相当サービス

内容—現行の訪問介護と同じサービス。ヘルパーによる身体介護と生活援助を提供。

訪問型サービスA

内容—従事者の要件を緩和し、くすのき広域連合の定める研修を修了した方による生活援助を提供。（身体介護はおこなわない）

○通所型サービス

通所介護相当サービス

内容—現行の通所介護と同じサービス。デイサービスセンターで専門職による日常生活上の支援や機能訓練、送迎を提供。

通所型サービスA（緩和型）

内容—従事者の要件を緩和し、専門職の配置は不要で、運動・レクリエーションなどの多様なサービスを提供。

通所型サービスC（短期集中型）

内容—機能訓練指導員などによる、短期間（3～6ヶ月）の機能訓練を提供。

生活支援を必要としない人

一般介護予防事業

- ・介護予防教室
- ・地域の通いの場など